

消 防 局 告 示 第 6 号

令和3年（2021年）10月1日

下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）第23条第1項に指定する、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を、次のように指定する。

下関市消防局長

喫煙等を禁止する場所を指定する件

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2の防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- (2) 観覧場の舞台及び客席（屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。）
- (3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙設備のある客席を除く。）
- (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- (5) 百貨店の売場（食堂の部分を除く。）
- (6) 屋内の展示場で公衆の出入する部分
- (7) 自動車車庫又は駐車場
- (8) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事及び生活に必要な行為による場合は、この限りではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（平成17年消防局告示第6号の廃止）

2 下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）第23条第1項に指定する、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を指定する告示（平成17年消防局告示第6号）は、廃止する。